

改正前	改正後
<p>(中期計画の認可の申請)</p> <p><u>第3条</u> 法人は、法第26条第1項前段の規定により同項の中期計画(以下単に「中期計画」という。)の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の90日前までに<u>(法人の成立後最初の事業年度の属する中期計画にあっては、法人の成立後遅滞なく)</u>、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p><u>第4条・第5条</u> 略</p> <p>(各事業年度に係る業務実績に関する報告書の提出)</p> <p><u>第6条</u> 法人は、法第28条第1項の規定により各事業年度における業務の実績について地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館評価委員会(以下「評価委員会」という。)の評価を受けようとするときは、<u>年度計画に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後3月以内に評価委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>(中期目標期間終了後の事業報告書の記載事項)</p> <p><u>第7条</u> 法第29条第1項の事業報告書には、<u>中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにしなければならない。</u></p> <p>(中期目標期間に係る業務実績に関する報告書の提出)</p> <p><u>第8条</u> 法人は、法第30条第1項の規定により各中期目標の期間における業務の実績について評価委員会の評価を受けようとする</p>	<p>(中期計画の認可の申請)</p> <p><u>第5条</u> 法人は、法第26条第1項前段の規定により同項の中期計画(以下単に「中期計画」という。)の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の90日前までに、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p><u>第6条・第7条</u> 略</p> <p>(業務実績に関する報告書の提出)</p> <p><u>第8条</u> 法人は、法第28条第1項の規定により次の各号に掲げる業務の実績について知事の評価を受けようとするときは、<u>それぞれ当該各号に定める項目ごとにその実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>事業年度における業務の実績 当該事業年度に係る年度計画に定めた項目</u></p> <p>(2) <u>中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績 中期計画に定めた項目</u></p> <p>(3) <u>中期目標の期間における業務の実績 中期計画に定めた項目</u></p>

改正前	改正後
	<p>事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。</p> <p>(1) <u>会計監査人の監査の方法及びその内容</u></p> <p>(2) <u>財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）が法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のアからウまでに掲げる意見の区分に応じ、当該アからウまでに定める事項</u></p> <p><u>ア 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が地方独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨</u></p> <p><u>イ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き地方独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項</u></p> <p><u>ウ 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由</u></p> <p>(3) <u>前号の意見がないときは、その旨及びその理由</u></p> <p>(4) <u>追記情報</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告</u></p> <p>(6) <u>会計監査報告を作成した日</u></p> <p>2 前項第4号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その</p>

改正前	改正後
<p>(積立金の処分に係る承認の手続)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>(納付金の納付の手続)</p> <p><u>第12条</u> 法人は、<u>法第40条第6項</u>の規定により残余の額を納付しようとするときは、納付金の計算書に、中期目標の期間の最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該事業年度の次の事業年度の6月30日までに、これを知事に提出しなければならない。ただし、前条第1項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第2項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。</p> <p>(納付金の納付期限)</p> <p><u>第13条</u> <u>法第40条第6項</u>の規定により納付する納付金は、中期目標の期間の最後の事業年度の次の事業年度の7月15日までに納付しなければならない。</p> <p><u>第14条</u> ~ <u>第16条</u> 略</p>	<p><u>他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。</u></p> <p>(1) <u>正当な理由による会計方針の変更</u></p> <p>(2) <u>重要な偶発事象</u></p> <p>(3) <u>重要な後発事象</u></p> <p>(積立金の処分に係る承認の手続)</p> <p><u>第13条</u> 略</p> <p>(納付金の納付の手続)</p> <p><u>第14条</u> 法人は、<u>法第40条第5項</u>の規定により残余の額を納付しようとするときは、納付金の計算書に、中期目標の期間の最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該事業年度の次の事業年度の6月30日までに、これを知事に提出しなければならない。ただし、前条第1項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第2項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。</p> <p>(納付金の納付期限)</p> <p><u>第15条</u> <u>法第40条第5項</u>の規定により納付する納付金は、中期目標の期間の最後の事業年度の次の事業年度の7月15日までに納付しなければならない。</p> <p><u>第16条</u> ~ <u>第18条</u> 略</p>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。